

第6 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」 通達関係

平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>…………… ……………<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）</u>……………</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) <u>控除対象外消費税額等</u> 消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第1項（仕入れに係る消費税額の控除）の規定の適用を受ける<u>場合における</u>同条第2項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（(6)において「課税仕入れ等に係る消費税額等」という。）のうち同条第1項の規定による控除をすることが<u>できない金額</u>及び当該控除をすることが<u>できない金額</u>に係る地方消費税の額</p>	<p>(趣旨)</p> <p>…………… ……………<u>及び</u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）……………</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) <u>控除対象消費税額等</u> 消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第1項（仕入れに係る消費税額の控除）の規定の適用を受ける<u>場合で、</u>同条第2項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち同条第1項の規定による控除をすることが<u>できる金額</u>及び当該控除をすることが<u>できる金額</u>に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に相当する金額の合計額をいう。</p> <p>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ<u>令第 139 条の 4 第 6 項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)</u>に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額をいう。</p> <p>(6) <u>控除対象消費税額等</u> 消費税法第 30 条第 1 項の規定の適用を受ける場合における課税仕入れ等に係る消費税額等のうち<u>控除対象外消費税額等以外の金額</u>をいう。</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>3</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>	<p>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができる金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ<u>地方消費税を税率が 100 分の 1.7 の消費税であると仮定して消費税法の規定の例により計算した場合における同法第 30 条第 2 項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額</u> (以下(6)において同じ。)又は同条第 1 項の規定による控除をすることができる金額に相当する金額をいう。</p> <p>(6) <u>控除対象外消費税額等</u> 消費税法第 30 条第 1 項の規定の適用を受ける場合で、同条第 2 項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち<u>同条第 1 項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額</u>をいう。</p> <p>(注) <u>控除をすることができない金額に係る地方消費税の額とは、課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額のうち同法第 30 条第 1 項の規定により控除をすることができない金額に相当する金額</u>をいう。</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>3</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>

改 正 後	改 正 前
3	3